

# 令和6年 教育委員会

## 第4回 定例会 議事日程

令和6年2月27日（火）

### 第1 議 案

#### 【 指導課 】

- (1) 議案第5号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正を改正する規則」
- (2) 議案第6号「千代田区教職員健康管理規程」
- (3) 議案第7号「学校職員服務取扱規程の一部改正」

### 第2 協 議

#### 【 子ども施設課 】

- (1) 千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正について

### 第3 報 告

#### 【 子ども総務課 】

- (1) 令和6年度 おがちよ教育交流事業の実施について
- (2) 令和6年千代田区議会第1回定例会報告について
- (3) 教育広報かけはしの見直しについて

#### 【 指導課 】

- (1) 令和5年度全国体力・運動習慣等調査の結果について
- (2) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（令和5年1月）
- (3) 令和6年度不登校対策事業について

### 第4 その他

#### 【 子ども総務課 】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（3月5日号）

議案第5号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年千代田区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第8条（現行に同じ）</p> <p>2 条例第11条第1項の職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）<u>又はパートナーシップ関係（同項に規定するパートナーシップ関係をいう。以下同じ。）の相手方（以下「配偶者等」という。）</u>で当該子（<u>同項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）</u>を含む。以下同じ。）の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>（1）から（3）まで（現行に同じ。）</p> <p>3から10まで（現行に同じ。）</p> <p>11 第9項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>（1）当該請求に係る要介護者が死亡した場合</p> <p>（2）当該請求に係る要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した場合、<u>パートナーシップ関係が解消された場合</u><u>その他当該請求に係る要介護者が職員の要介護者の範囲から外れた場合（以下「親族関係等が消滅した場合」という。）</u></p> <p>（3）当該請求をした職員が当該請求に係る要介護者を介護しなくなった場合</p> <p>12から14まで（現行に同じ。）</p> <p>（育児又は要介護者の介護を行う職員の超</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 条例第11条第1項<u>に</u>の職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子（<u>条例第11条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）</u>を含む。以下同じ。）の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>（1）から（3）まで（略）</p> <p>3から10まで（略）</p> <p>11 第9項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>（1）当該請求に係る要介護者が死亡した場合</p> <p>（2）当該請求に係る要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した場合</p> <p>（3）当該請求をした職員が当該請求に係る要介護者を介護しなくなった場合</p> <p>12から14まで（略）</p> <p>（育児又は要介護者の介護を行う職員の超</p>

<p>過勤務の制限) 第8条の2 1から14まで (現行に同じ。)</p> <p>15 第10項の規定による請求がされた後超過勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1) 当該請求に係る要介護者が死亡した場合</p> <p>(2) 当該請求に係る要介護者と当該請求をした職員との<u>親族関係等</u>が消滅した場合</p> <p>(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る要介護者を介護しなくなった場合</p>	<p>過勤務の制限) 第8条の2 1から14まで (略)</p> <p>15 第10項の規定による請求がされた後超過勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1) 当該請求に係る要介護者が死亡した場合</p> <p>(2) 当該請求に係る要介護者と当該請求をした職員との<u>親族関係</u>が消滅した場合</p> <p>(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る要介護者を介護しなくなった場合</p>
<p>16から18まで (現行に同じ)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の3 1から9まで (現行に同じ)</p> <p>10 第8項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1) 当該請求に係る要介護者が死亡した場合</p> <p>(2) 当該請求に係る要介護者と当該請求をした職員との<u>親族関係等</u>が消滅した場合</p> <p>(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る要介護者を介護しなくなった場合</p>	<p>16から18まで (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の3 1から9まで (略)</p> <p>10 第8項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1) 当該請求に係る要介護者が死亡した場合</p> <p>(2) 当該請求に係る要介護者と当該請求をした職員との<u>親族関係</u>が消滅した場合</p> <p>(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る要介護者を介護しなくなった場合</p>
<p>11及び12 (現行に同じ。)</p> <p>(育児時間)</p> <p>第22条 1及び2 (現行に同じ。)</p> <p>3 男子職員の育児時間は、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。</p> <p>(1) 育児時間により育てようとする子について、<u>配偶者等</u>が労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法律又は条例等により出産後の休養を与えられている場合</p> <p>(2) <u>配偶者等</u>が育児休業法その他の法律により育児休業をしている場合</p> <p>(3) 育児時間により育てようとする子について、<u>配偶者等</u>が常態として育てることができる場合</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、男子職員の育児時間は、その<u>配偶者等</u>が当該子について育児時間(当該<u>配偶者等</u>が職員でない場合にあ</p>	<p>11及び12 (略)</p> <p>(育児時間)</p> <p>第22条 1及び2 (略)</p> <p>3 男子職員の育児時間は、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。</p> <p>(1) 育児時間により育てようとする子について、<u>配偶者</u>が労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法律又は条例等により出産後の休養を与えられている場合</p> <p>(2) <u>配偶者</u>が育児休業法その他の法律により育児休業をしている場合</p> <p>(3) 育児時間により育てようとする子について、<u>配偶者</u>が常態として育てることができる場合</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、男子職員の育児時間は、その<u>配偶者</u>が当該子について育児時間(当該<u>配偶者</u>が職員でない場合にあって</p>

<p>っては、労働基準法第67条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。)を利用するときは、1日について90分から当該配偶者等が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。</p> <p>5 (現行に同じ) (子の看護休暇)</p> <p>第22条の2 子の看護休暇は、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者等の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)、予防接種の付き添い又は健康診断の付き添いのため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2から6まで (現行に同じ) (出産支援休暇)</p> <p>第23条 出産支援休暇は、職員がその配偶者等の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。</p> <p>2 出産支援休暇は、配偶者等の出産の直前又は出産の日から起算して2週間の範囲内で、1日単位として2日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。</p> <p>3から5まで (現行に同じ)</p> <p>6 出産支援休暇を請求するときは、その配偶者等の母子手帳等を示さなければならない。 (育児参加休暇)</p> <p>第23条の2 育児参加休暇は、職員がその配偶者等の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。</p> <p>2 育児参加休暇は、職員の配偶者等の出産の日の翌日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において承認する。ただし、職員に当該職員又はその配偶者等と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者等の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において承認する。</p> <p>3から6まで (現行に同じ)</p> <p>7 育児参加休暇を請求するときは、その配偶者等の母子手帳等を示さなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する場合は、</p>	<p>は、労働基準法第67条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。)を利用するときは、1日について90分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。</p> <p>5 (略) (子の看護休暇)</p> <p>第22条の2 子の看護休暇は、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)、予防接種の付き添い又は健康診断の付き添いのため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2から6まで (略) (出産支援休暇)</p> <p>第23条 出産支援休暇は、男子職員がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。</p> <p>2 出産支援休暇は、配偶者の出産の直前又は出産の日から起算して2週間の範囲内で、1日単位として2日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>6 出産支援休暇を請求するときは、その配偶者の母子手帳等を示さなければならない。 (育児参加休暇)</p> <p>第23条の2 育児参加休暇は、男子職員がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。</p> <p>2 育児参加休暇は、男子職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において承認する。ただし、男子職員に当該職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において承認する。</p> <p>3から6まで (略)</p> <p>7 育児参加休暇を請求するときは、その配偶者の母子手帳等を示さなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する場合は、当</p>
--	---

<p>当該母子手帳等及び職員又はその配偶者等が子と同居していることを確認できる証明書等を示さなければならない。</p> <p>(慶弔休暇)</p> <p>第25条 (現行に同じ)</p> <p>2 慶弔休暇は、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。</p> <p>(1) 職員が結婚する場合又はパートナーシップ関係となる場合 引き続き7日</p> <p>(2) 職員の関係者(別表第4に掲げる者に限る。以下同じ。)が死亡した場合 教育委員会が承認した日から引き続き同表に掲げる日数</p> <p>(3) 職員の父母の追悼のための特別な行事を行う場合 1日</p> <p>3 (現行に同じ)</p> <p>4 教育委員会は、第2項第1号の場合において、慶弔休暇を承認するときは、結婚又はパートナーシップ関係となった事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。</p> <p>5 第2項第2号又は第3号の場合において、慶弔休暇を請求するときは、関係者の死亡又は父母の追悼のための特別な行事の事実を確認できる証明書等を示さなければならない。</p> <p>(ボランティア休暇)</p>	<p>当該母子手帳等及び職員又はその配偶者が子と同居していることを確認できる証明書等を示さなければならない。</p> <p>(慶弔休暇)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 慶弔休暇は、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。</p> <p>(1) 職員が結婚する場合 引き続き7日</p> <p>(2) 職員の親族(別表第4に掲げる親族に限る。)が死亡した場合 教育委員会が承認した日から引き続き別表第4に掲げる日数</p> <p>(3) 職員の父母の追悼のための特別な行事を行う場合 1日</p> <p>3 (略)</p> <p>4 教育委員会は、第2項第1号の場合において、慶弔休暇を承認するときは、結婚の事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。</p> <p>5 第2項第2号又は第3号の場合において、慶弔休暇を請求するときは、親族の死亡又は父母の追悼のための特別な行事の事実を確認できる証明書等を示さなければならない。</p> <p>(ボランティア休暇)</p>
<p>第28条 ボランティア休暇は、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する次に掲げる活動(専ら職員の親族、パートナーシップ関係の相手方、血族のパートナーシップ関係の相手方又はパートナーシップ関係の相手方の血族に対する支援となる活動を除く。)を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>(1)から(4)まで (現行に同じ。)</p> <p>2から4まで (現行に同じ。)</p> <p>(短期の介護休暇)</p> <p>第29条の2 1から5まで (現行に同じ)</p> <p>6 短期の介護休暇を請求するときは、別記様式第9号(以下「状態等申出書」という。)をあらかじめ提出しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事由により状態等申出書をあらかじめ提出することができなかつた場合には、事後において状態等申出書を提出しなければならない。</p> <p>7 (現行に同じ。)</p>	<p>第28条 ボランティア休暇は、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する次に掲げる活動(専ら職員の親族に対する支援となる活動を除く。)を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(短期の介護休暇)</p> <p>第29条の2 1から5まで (略)</p> <p>6 短期の介護休暇を請求するときは、別記様式第11号(以下「状態等申出書」という。)をあらかじめ提出しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事由により状態等申出書をあらかじめ提出することができなかつた場合には、事後において状態等申出書を提出しなければならない。</p> <p>7 (略)</p>

<p>(介護休暇)</p> <p>第30条 (現行に同じ。)</p> <p>2 前項の規定による申請は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を<u>別記様式第10号</u>に記入して行うものとする。</p> <p>3 (現行に同じ。)</p> <p>4 職員は、第2項の規定による申請に基づき前項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申請(短縮の指定の申請に限る。)に基づき次項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申請することができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を<u>別記様式第10号</u>に記入して、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>5から9まで (現行に同じ。)</p> <p>10 前項の規定による申請は、延伸期間の指定を希望する期間の末日を<u>別記様式第10号</u>に記入して行うものとする。</p> <p>11 (現行に同じ。)</p> <p>12 職員は、第10項の規定による申請に基づき前項若しくは第14項の規定により指定された延伸期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申請(短縮の指定の申請に限る。)に基づき次項若しくは第14項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申請することができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を<u>別記様式第10号</u>に記入して、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>13から18まで (現行に同じ。)</p> <p>19 介護休暇の申請は、これを利用する日の前日までに<u>別記様式第10号</u>により行うものとする。</p> <p>21 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、<u>別記様式第11号</u>により教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(介護時間)</p> <p>第30条の2 1から4まで (現行に同じ)</p> <p>5 介護時間の申請は、これを利用する日の前日までに<u>別記様式第12号</u>により行うものとする。</p> <p>6 (現行に同じ。)</p> <p>7 職員は、申請事由に変更が生じた場合に</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を<u>別記様式第9号</u>に記入して行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 職員は、第2項の規定による申請に基づき前項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申請(短縮の指定の申請に限る。)に基づき次項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申請することができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を<u>別記様式第9号</u>に記入して、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>5から9まで (略)</p> <p>10 前項の規定による申請は、延伸期間の指定を希望する期間の末日を<u>別記様式第9号</u>に記入して行うものとする。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 職員は、第10項の規定による申請に基づき前項若しくは第14項の規定により指定された延伸期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申請(短縮の指定の申請に限る。)に基づき次項若しくは第14項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申請することができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を<u>別記様式第9号</u>に記入して、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>13から18まで (略)</p> <p>19 介護休暇の申請は、これを利用する日の前日までに<u>別記様式第9号</u>により行うものとする。</p> <p>21 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、<u>別記様式第10号</u>により教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(介護時間)</p> <p>第30条の2 1から4まで (略)</p> <p>5 介護時間の申請は、これを利用する日の前日までに<u>別記様式第10号の2</u>により行うものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 職員は、申請事由に変更が生じた場合に</p>
---	--

は、別記様式第11号により教育委員会に届け出なければならない。

別表第4（第25条関係）

関係者		日数
配偶者等		10日
血族	1 親等の直系尊属（父母）	10日
	同直系卑属（子）	10日
	2 親等の直系尊属（祖父母）	7日
	同直系卑属（孫）	5日
	同傍系者（兄弟姉妹）	5日
	3 親等の直系尊属（曾祖父母）	5日
	同傍系尊属（伯叔父母）	5日
	同傍系卑属（甥姪）	3日
	4 親等の傍系者（従兄弟姉妹に限る。）	1日
	姻族、右欄に掲げる血族のパートナーシップ関係の相手方又はパートナーシップ関係の相手方の右記の血族（以下「姻族等」という。）	5日
同直系卑属	5日	
2 親等の直系尊属	3日	
同直系卑属	2日	
同傍系者	2日	
3 親等の直系尊属	1日	
同傍系尊属	1日	
同傍系卑属	1日	

備考

- 1 生計を一にする姻族等の場合は血族に準ずる。
- 2 いわゆる代襲相続の場合において、祖先の祭具、墳墓等の承継を受けた者は1親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。

別記様式第4号（第8条、第8条の2、第8条の3関係）

（別添1のとおり）

別記様式第5号（第8条、第8条の2、第8条の3関係）

（別添2のとおり）

別記様式第10号（第30条関係）

（現行に同じ。）

別記様式第11号（第30条、第30条の2関係）

は、別記様式第10号により教育委員会に届け出なければならない。

別表第4（第25条関係）

親族		日数
配偶者		10日
血族	1 親等の直系尊属（父母）	10日
	同直系卑属（子）	10日
	2 親等の直系尊属（祖父母）	7日
	同直系卑属（孫）	5日
	同傍系者（兄弟姉妹）	5日
	3 親等の直系尊属（曾祖父母）	5日
	同傍系尊属（伯叔父母）	5日
	同傍系卑属（甥姪）	3日
	4 親等の傍系者（従兄弟姉妹に限る。）	1日
	姻族	1 親等の直系尊属
同直系卑属	5日	
2 親等の直系尊属	3日	
同直系卑属	2日	
同傍系者	2日	
3 親等の直系尊属	1日	
同傍系尊属	1日	
同傍系卑属	1日	

備考

- 1 生計を一にする姻族の場合は血族に準ずる。
- 2 いわゆる代襲相続の場合において、祖先の祭具、墳墓等の承継を受けた者は1親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。

別記様式第4号（第8条、第8条の2及び第8条の3関係）

別記様式第5号（第8条、第8条の2及び第8条の3関係）

別記様式第9号（第22条の2関係）

（略）

別記様式第10号（第22条の2関係）

(別添3のとおり)	
別記様式第9号(第29条の2関係) (現行に同じ。)	別記様式第11号(第29条の2関係) (略)
別記様式第12号(第30条の2関係) (別添4のとおり)	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</li> <li>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</li> <li>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</li> <li>4 様式は、別添のとおり改め、様式番号だけの改正は、改正部分を改正後部分に改める。</li> </ol>	



別記様式第4号（第8条、第8条の2、第8条の3関係）

- 深夜勤務制限請求書  
 超過勤務制限請求書  
 早出遅出勤務請求書

(任命権者) 殿		請求年月日 年 月 日	
次のとおり <input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護		<input type="checkbox"/> 深夜勤務の制限 <input type="checkbox"/> 超過勤務の制限 (幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 <input type="checkbox"/> 第11条の2 <input type="checkbox"/> 第11条の3) <input type="checkbox"/> 早出遅出勤務	
		請求者 所属 氏名	
1 請求に係る子又は要介護者	氏名		続柄
	子の生年月日	年 月 日生 <input type="checkbox"/> 出産予定日 年 月 日	養子縁組の効力が生じた日 年 月 日
2 職員の配偶者等で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している (深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときに記入) <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)又は産後8週間以内である	
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容			
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	早出遅出勤務		
	超過勤務の制限	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月 (12月未満に限る)
5 請求に係る早出遅出勤務の始業及び終業の時刻並びに当該時刻とする理由	時 分 始業 時 分 終業	【理由】	
注) 1 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、出産予定日欄に記入する。 2 「職員の配偶者等で当該子の親である者の有無及び状況」欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入する。同欄の「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることを言う。 3 「要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。 4 子を養育するために早出遅出勤務又は深夜勤務の制限を請求する場合は、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を早出遅出勤務終了日又は深夜勤務制限終了日として請求する。 5 始業及び終業の時刻は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち、請求するものを記入する。			

育児又は介護の状況変更届

年 月 日 届出

(任命権者)

殿

所 属  
氏 名

深夜勤務制限

次のとおり 超過勤務制限 に係る子の養育又は要介護者の介護の状況に

早出遅出勤務

ついて変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- 子が死亡した
- 職員の子でなくなった
  - ( 離縁  養子縁組の取消し  家事審判事件の終了
  - 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)
- 同居しなくなった
- 職員の配偶者等で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった

(2) 介護の状況の変化

- 要介護者が死亡した
- 要介護者と職員との親族関係等が消滅した  
(消滅の理由： )

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

※ 1(1)中「職員の配偶者等で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった」は、深夜勤務制限の承認を受けている場合で、状況が変更したときのみ記入する。

申請事由変更届

年 月 日

（承認権者）

殿

所属

氏名

介護休暇

次のとおり、 に係る申請事由に変更が生じたので届け出ます。

介護時間

1 届出の事由

要介護者が死亡した。

要介護者が介護を要しない状態になった。

（内容）

要介護者との親族関係等に変更があった。

（内容）

その他

（内容）

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

介護時間承認申請書

所属	職層名	氏名
----	-----	----

要介護者に関する事項	氏名	要介護者の状態及び具体的な介護の内容							
	続柄								
介護が必要となった時期 年 月 日									
連続する3年の期間 年 月 日から 年 月 日まで									
請求の期間			申請年月日	申請者印	承認の可否 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	決裁		出勤簿整理	備考
年 月 日	時間	承認権者印				関与者印			
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				

(幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則(平成12年千代田区教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。  
別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号(第8条関係)

### 扶 養 親 族 届

										年 月 日届出
(教育委員会) 殿	所 属									
	職員番号								氏名(自署)	
幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。					証明書	通添付	配偶者等有無	有・無		
届出の理由(該当する□にチェックをつけるとともに、事実発生の年月日を記入すること) ※配偶者等とは、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を示す。										
<input type="checkbox"/> 1 新たに職員となった ( <input type="checkbox"/> 配偶者等がない ) <input type="checkbox"/> 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある ( <input type="checkbox"/> 配偶者等がない ) <input type="checkbox"/> 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある (子孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く) <input type="checkbox"/> 4 配偶者等のいない職員となった (3に該当する場合を除く) 事実発生 年 月 日 <input type="checkbox"/> 5 配偶者等を有するに至った (2に該当する場合を除く) 事実発生 年 月 日										
届出の理由1～3に該当する場合の記入欄(本届出前に扶養親族がある場合は、併せて記入すること)										
(フリガナ) 扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	収入(年額)		届出事実の発生年月日	届出の事由	※支給額		
				種類	金額			新規継続減額	円	
			同・別					新規継続減額	円	
			同・別					新規継続減額	円	
			同・別					新規継続減額	円	
			同・別					新規継続減額	円	
			同・別					新規継続減額	円	
			同・別					新規継続減額	円	
			同・別					新規継続減額	円	
【備考欄】								合計		
参考…配偶者等が特別区に勤務する職員で上記扶養親族を共同して扶養する場合、また別途扶養手当を受給している場合等、認定上参考となると思われる事項等について記入する。										
《記入上の注意》										
1. 「続柄」の欄には、職員との続柄(重度心身障害者として届け出る場合はその旨を備考欄に)記入すること。 2. 「同居・別居の別」の欄で別居の場合、備考欄に住所を市区町村名まで記入すること。 3. 「収入の年額」の欄には、給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入等恒常的な収入がある場合にこれらの種類ごとにその年額(見込額)を記入すること。 4. 「届出の事由」の欄には、届出の理由の2または3に該当する場合にその事由をそれぞれ記入すること。(例: 婚姻、離婚、パートナーシップ関係の成立、解消、出生、死亡、就職、退職、収入超過、満60歳以上等)										
受理年月日	年	月	日	支給の時期	年	月	日	から	支給	まで
【備考欄】								上記の通り認定する		
								年 月 日		
								取扱者等認印		
								課長	係長	
								園長		

※太枠内に記入して下さい。

(幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部改正)

第3条 幼稚園教育職員の住居手当に関する規則(平成12年千代田区教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)
<p>(支給範囲) 第2条 (現行に同じ) 2 条例第14条第1項に規定する公舎等で教育委員会規則で定めるものとは、次に掲げるものをいう。 (1) 千代田区が職員及びその<u>世帯の構成員</u>を居住させるために設置した施設 (2) 国、地方公共団体、公社、公団、民間企業等その名称を問わず雇用主が被雇用者及びその<u>世帯の構成員</u>を居住させるために設置した施設</p>	<p>(支給範囲) 第2条 (略) 2 条例第14条第1項に規定する公舎等で教育委員会規則で定めるものとは、次に掲げるものをいう。 (1) 千代田区が職員及びその<u>家族</u>を居住させるために設置した施設 (2) 国、地方公共団体、公社、公団、民間企業等その名称を問わず雇用主が被雇用者及びその<u>家族</u>を居住させるために設置した施設</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について

### 1 趣旨

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、東京都パートナーシップ宣誓制度の実施又はそれに類する制度の利用者を、婚姻を要件とする休暇制度等の適用対象に含めることとなることから、関連する教育委員会規則の改正を行う。

#### 【東京都パートナーシップ宣誓制度とは】

性的マイノリティ<sup>※1</sup>である人が暮らしやすい環境づくりを目的として、パートナーシップ関係<sup>※2</sup>を宣誓した二者に対し、東京都が届出の受理・証明を行う制度

※1 性的マイノリティ 性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない者

※2 パートナーシップ関係 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係

### 2 改正する教育委員会規則及び改正内容

	教育委員会規則	改正内容
1	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則	深夜勤務の制限、超過勤務の免除・制限、早出遅出勤務、育児時間、子の看護休暇その他各種休暇における対象要件となる者にパートナーシップ関係の相手方を追加
2	幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則	別記様式扶養親族届の配偶者にパートナーシップ関係の相手方を追加
3	幼稚園教育職員の住居手当に関する規則	第2条第2項に規定する「家族」を「世帯の構成員」に改める。

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和6年4月1日

## 議案第6号

### 千代田区教職員健康管理規程

#### (目的)

第1条 この規程は、教職員の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

#### (対象)

第2条 この規程の対象となる教職員は、学校（千代田区立学校設置条例（昭和39年千代田区条例第17号）第2条に規定する学校をいう。）に勤務する教職員及び千代田区教育委員会事務局に勤務する職員であつて、千代田区教育委員会教育長（以下「教育長」という）が別に定めるものとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項により休職を命ぜられた教職員を除く。

#### (千代田区教育委員会及び校長の責務)

第3条 千代田区教育委員会（以下「委員会」という）及び校長は、教職員の健康の確保に努めなければならない。

#### (教職員の責務)

第4条 教職員は、この規程に定める事項を忠実に履行し、自己の健康の保持及び増進に努めなければならない。

#### (健康管理従事者の義務)

第5条 健康管理の業務に従事し、又は従事した者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 健康管理の業務に従事する者は、第1条の目的を推進するため、常にその業務に関する知識と技術の向上に努めなければならない。

#### (健康診断等の実施)

第6条 委員会は、教職員に対し、法令及びこの規程で定めるところにより、医師による健康診断を実施する。

2 前項の健康診断は、定期健康診断、雇入時健康診断、情報機器作業従事者健康診断、消化器系健康診断、肺がん健康診断、大腸がん健康診断、婦人科健康診断及び骨粗しょう症健康診断とする。

3 委員会は、前項に規定する健康診断のほか、新規採用等の教職員に対し、予防接種等を実施



することができる。

(実施機関)

第7条 健康診断は、委員会の定める医療機関又は検査機関において行うものとする。

(健康診断の判定)

第8条 前条の規定による健康診断の結果は、公益社団法人日本人間ドック学会が作成した判定区分に基づき教育長が別に定めた区分に従い、委員会の指定する医師（以下「指定医師」という。）が判定する。

(面接指導)

第9条 委員会は、教職員（会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）、千代田区立九段中等教育学校に勤務する教職員を除く。以下この条において同じ。）の健康の保持を考慮して、次項各号に該当する教職員に対し、指定医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

2 指定医師による面接指導の対象となる教職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 1か月の超過勤務時間が80時間超、かつ、疲労の蓄積が認められる教職員

(2) 1か月の超過勤務時間が前号に規定する時間に満たない教職員であつて、長時間労働により疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有するもの

(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務時間の1か月当たりの平均時間について80時間超の教職員

(4) その他委員会が面接指導を必要と判断した教職員

3 面接指導の結果は、指定医師が別表に定める区分に従い、判定する。

4 教職員が第1項の規定に基づき面接指導を受けたときは、当該教職員の所属長は、前項の規定による判定の結果を踏まえ、必要な措置を講じるとともに、その内容について委員会に報告するものとする。

(心理的な負担の程度を把握するための検査)

第10条 委員会は、毎年1回以上定期的に、教職員に対して心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

(伝染性疾病の発生報告及び予防措置)

第11条 教職員は、自己又は同居中の者が伝染性の疾病にかかったときは、速やかに委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、伝染性の疾病を予防するため必要があると認めるときは、速やかに予防のための措置を講じなければならない。

(記録の保存)

第12条 委員会は、この規程に基づいて作成した書類（電磁的記録を含む。）を5年間保存しなければならない。

(委任)

第13条 この規程の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

別表（第9条関係）

区分	内容
A 要休業	勤務を休み治療に専念するよう指導する。
B 要軽業	ア 職員の実情を考慮して、勤務場所又は職務（作業）の変更を行う等勤務上で十分配慮する。
	イ 深夜勤務及び時間外勤務を命じない。
C 要注意	勤務上過重な負担とならないよう配慮し、深夜勤務又は時間外勤務の時間若しくは回数を制限する。
D 平常勤務	勤務を平常どおり行ってよい。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

## 千代田区教職員健康管理規程の制定について

### 1 趣旨

千代田区立学校・園に勤務する教職員の健康管理に関する規定を整備する。

千代田区職員は、千代田区職員健康管理規則(昭和59年10月30日規則第47号)に基づき、人事課が実施する健康診断等を受診することになっている。しかしながら、当該規則の規定では、県費負担教職員が対象から除外されている。一方で、区費負担教職員である幼稚園教育職員及び九段中等教育学校教育職員(後期課程)は、当該規則の対象となっている。

現在の状況は、区立学校(園)に勤務する職員の大多数は教育委員会が実施する健康診断の対象となっているのが実情である。実態に即した健康管理を行うために、教育委員会が教職員の健康管理を担う根拠となる規程を制定する。

### 2 内容

- (1) 千代田区職員健康管理規則に除外されていた教職員及び指導課で健康管理を実施している教職員を明確化する。
- (2) 千代田区教育委員会を健康診断等の実施機関とする。
- (3) 千代田区教育委員会は、長時間労働者に対して医師による面接指導を実施する。当該労働者の所属長は、面接指導にかかる医師の判定結果を踏まえ、必要な措置を講じるものとする。

### 3 規程(案)

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和6年4月1日

議案第7号

学校職員服務取扱規程の一部改正

学校職員服務取扱規定（平成12年千代田区教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>（セクシュアル・ハラスメントの禁止） 第10条 職員は、他の職員又はその職務に従事する際に接する職員以外の者を不快にさせる性的な言動（<u>性別により役割を分担すべきとする言動又は性的指向若しくは性自認に関する言動を含む。</u>）を行ってはならない。</p>	<p>（セクシュアル・ハラスメントの禁止） 第10条 職員は、他の職員又はその職務に従事する際に接する職員以外の者を不快にさせる性的な言動を行ってはならない。</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</li><li>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</li><li>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</li></ol>	

## 学校職員服務取扱規程の一部改正について

### 1 趣旨

東京都パートナーシップ宣誓制度又はそれに類する制度を利用する職員に対するハラスメントの未然防止を徹底するため、学校職員服務取扱規程(平成12年千代田区教育委員会訓令第5号)の一部を改正する。

### 2 改正内容

禁止されるセクシュアル・ハラスメントの言動の定義に、「性別により役割を分担すべきとする言動又は性的指向若しくは性自認に関する言動」を追加する。

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

教育委員会の議決後、命令を発出した日から

## 千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正について

### 1 改正理由

- (1) お茶の水小学校の改築整備（1月末竣工、4月供用開始）にあたり、同校の目的外使用にかかる学校施設（プール含む）の範囲及び使用料を設定する。
- (2) 富士見小学校の視聴覚室を普通教室に用途変更したことにより、当該施設の使用料を削除する。
- (3) 昌平小学校の和室を特別支援教室に用途変更したことにより、当該施設の使用料を削除する。

### 2 制定する規則の案文及び改正する規則の新旧対照表 別紙1及び別紙2のとおり。

### 3 施行期日

令和6年7月1日から施行する。

※経過措置を設け、施設の使用について必要な手続は施行日前に行うことができることとする。

### 4 その他

千代田区立学校施設使用条例の改正については、令和6年第1回区議会定例会において議決予定。

○千代田区立学校施設使用条例施行規則

昭和62年7月1日教育委員会規則第2号

改正

平成5年1月26日教委規則第1号  
平成8年7月23日教委規則第2号  
平成10年2月10日教委規則第1号  
平成10年4月14日教委規則第6号  
平成10年12月22日教委規則第23号  
平成14年3月26日教委規則第13号  
平成15年2月25日教委規則第2号  
平成15年3月25日教委規則第6号  
平成18年4月11日教委規則第25号  
平成22年2月23日教委規則第1号  
平成23年3月22日教委規則第1号  
平成24年2月14日教委規則第2号  
平成26年8月12日教委規則第14号  
平成28年3月31日教委規則第6号  
平成30年7月20日教委規則第6号  
令和3年2月26日教委規則第3号  
令和3年6月24日教委規則第6号  
令和6年 月 日教委規則第 号

千代田区立学校施設使用条例施行規則

東京都千代田区立学校設備使用条例施行規則（昭和28年教育委員会規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、千代田区立学校施設使用条例（昭和62年条例第16号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（使用の申込み）

**第2条** 条例第3条第1項の規定により、千代田区立学校の施設（以下「学校施設」という。）を使用しようとする者は、使用申込書（第1号様式）を千代田区教育委員会（以下「委員会」とい

う。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

2 前項の申込書の提出は、使用する日の属する月の2月前までの千代田区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める日から使用する日の前日までに行わなければならない。ただし、委員会が特別に認めたときはこの限りでない。

3 プールの個人使用の場合は、窓口において使用料を納めたときに使用申込書を提出したものとみなす。この場合、領収書は交付しない。

4 駐車場使用の場合は、駐車場に入場したときに、使用申込書を提出したものとみなす。

（使用の承認）

**第3条** 使用の承認は、申込みの順序によるものとし、同時に申込みがあった場合は、抽選による。

2 前条第1項により委員会が使用を承認するときは、当該学校長の意見を聴き決定し使用承認書（第2号様式）を交付する。

3 前条第3項によるときは、使用承認書に代えて入場券（第3号様式）又は回数券（第3号の2様式）を交付する。

4 千代田区が設置するプールにおいて発行される回数券のうち、種類及び金額が別表第2に定める回数券と同一のものについては、前項の規定により交付したものとみなして使用することができる。

5 前3項の使用承認書、入場券又は回数券は学校施設を使用するとき、これを提示しなければならない。

6 前条第4項によるときは、使用承認書に代えて駐車整理券（第3号の3様式）を交付する。

（使用時間）

**第4条** 学校施設の使用時間は、別表第1のとおりとする。

（使用できない日）

**第5条** 学校施設を使用できない日は次のとおりとする。

(1) 年末年始（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで）

(2) 千代田区立麴町小学校、千代田区立富士見小学校（プールを除く。）及び千代田区立昌平小学校については、前号に定める日のほか毎月第2日曜日

(3) 千代田区立千代田小学校については、第1号に定める日のほか毎月第3日曜日

(4) 千代田区立和泉小学校については、ちよだパークサイドプラザ条例施行規則（昭和62年千代田区規則第34号）第5条に定める休館日



(5) 前各号のほか、委員会が特に必要と認めた日

2 千代田区立富士見小学校のプールについては、次の各号に掲げる日は使用できないものとする。

(1) 1月1日から6月中旬まで及び9月中旬から12月31日までの期間において委員会が別に定める日

(2) 毎月第2日曜日（前号に定める日を除く。）

（使用料）

**第6条** 使用料は別表第2のとおりとする。

2 前項の使用料は、使用承認を受ける際に納付しなければならない。ただし、駐車場使用料は、駐車場から出場する際に納付するものとする。

3 区内に居住する者がプールを個人使用するとき、委員会があらかじめ発行する区民利用券（第4号様式）を提示しなければならない。

（使用料の減免）

**第7条** 条例第7条の規定により、使用料を減額し、又は免除できる場合は次のとおりとする。

(1) 公共団体又は公共的団体が使用するとき 免除

(2) 前号のほか委員会が特に必要と認めたとき 減額又は免除

（減免の申請）

**第8条** 前条の規定により使用料の減額又は免除の取扱いを受けようとする者は、使用申込書を提出の際、使用申込書にその理由を記して、委員会の承認を受けなければならない。

2 前条の規定により駐車場使用料の減額又は免除の取扱いを受けようとする者は、駐車整理券に減免確認の表示を受けなければならない。

（使用承認の取消し等）

**第9条** 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、条例第10条の2の規定により使用の取りやめ又は内容変更をしようとするときは、使用承認取消・内容変更申請書（第5号様式）に、使用承認書を添えて、委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、条例第10条の規定又は前項の申請により使用承認を取り消し、又は変更するときは、使用承認取消・変更通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（使用料の還付等）

**第10条** 条例第6条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（第7号様式）を委員会に提出しなければならない。

2 回数券の還付を受けようとする者は、前項の使用料還付請求書に還付を受けようとする回数券

(表紙が切り離されていないものに限る。)を添付しなければならない。

3 条例第6条ただし書の規定により使用料を還付しない場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第10条第1号又は第2号の規定により使用承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止したとき。 既納の使用料の全額
- (2) 使用者の都合により使用しなかった場合で使用日の前日までに使用承認の取消しの申請がなかったとき。 既納の使用料の全額
- (3) プールを使用する団体等が当該団体の都合により使用日の前日までに使用承認の取消しを申請したとき。 既納の使用料の5割相当額
- (4) 使用者の都合により使用承認時間帯の中途までしか使用しなかったとき。 既納の使用料の全額
- (5) 使用承認時間帯の3分の2を超えた時点で使用できなくなったとき（前号に該当する場合を除く。）。 既納の使用料の全額
- (6) 使用承認時間帯の2分の1を超え3分の2を経過しない時点で使用できなくなったとき（第4号に該当する場合を除く。）。 既納の使用料の5割相当額
- (7) 入場券の還付を当該入場券を購入した日の翌日以降に申し出たとき。 既納の使用料の全額
- (8) 回数券の還付に当たり、回数券の販売額から当該販売額を10で除した額に使用済枚数を乗じて得た額を減じた額が零以上となる場合に該当するとき。 回数券の販売額を10で除した額（使用者の義務）

**第11条** 使用者は、学校施設の使用については全て係員の指示に従わなければならない。

(委任)

**第12条** この規則の施行について必要な事項は、別に教育長が定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、昭和62年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日以後の学校施設の使用について必要な手続きは、施行日前にこれを行うことができる。

#### 附 則（平成5年1月26日教委規則第1号）抄

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都千代田区立学校施設使用条例施行規則の規

定により現になされている学校施設使用承認手続きは、改正後の規則によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成8年7月23日教委規則第2号）

- 1 この規則は、平成8年10月2日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都千代田区立学校施設使用条例施行規則の規定は、昌平小学校を除く各学校においては、平成9年4月1日以後の使用について適用し、同日前の使用についてはなお従前の例による。
- 3 この規則の施行日以降の学校施設の使用について必要な手続きは、施行日前にこれを行うことができる。

**附 則**（平成10年2月10日教委規則第1号）

- 1 この規則は、委員会規則で定める日から施行する。（平10規則3・平10・3・3施行）
- 2 この規則の施行日以降の施設の使用について必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。
- 3 この規則による、改正前の東京都千代田区立学校施設使用条例施行規則に定めた様式による用紙で現に残存するものについては、当分の間、なお使用することができる。

**附 則**（平成10年4月14日教委規則第6号）

- 1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。ただし、この規則の施行の日以後の施設の使用について必要な手続は、同日前にこれを行うことができる。
- 2 この規則による改正後の東京都千代田区立学校施設使用条例施行規則別表第2の規定は、平成10年7月1日以後に使用する者の使用料について適用し、同日前に使用する者の使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成10年12月22日教委規則第23号）

この規則は、平成11年1月1日から施行する。

**附 則**（平成14年3月26日教委規則第13号）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の千代田区立学校施設使用条例施行規則第3条の規定により使用承認を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成15年2月25日教委規則第2号）

- 1 この規則は、平成15年3月17日から施行する。
- 2 この規則の施行日以後の学校施設の使用について必要な手続きは、施行日前にこれを行うこと

ができる。

**附 則**（平成15年3月25日教委規則第6号）抄

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年4月11日教委規則第25号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千代田区立学校施設使用条例施行規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の千代田区立学校施設使用条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（平成22年2月23日教委規則第1号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日以後の学校施設の使用について必要な手続きは、施行日前にこれを行うことができる。

**附 則**（平成23年3月22日教委規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年2月14日教委規則第2号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日以後の学校施設の使用について必要な手続きは、施行日前にこれを行うことができる。

**附 則**（平成26年8月12日教委規則第14号）

- 1 この規則は、平成26年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日以後の学校施設の使用について必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。

**附 則**（平成28年3月31日教委規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年7月20日教委規則第6号）

- 1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日以後の学校施設の使用について必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。

**附 則**（令和3年2月26日教委規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月24日教委規則第6号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和6年 月 日教委規則第 号）

1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。

2 この規則の施行日以後の学校施設の使用について必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。

別表第1（第4条関係）

1 プールを除く施設

学校名	使用区分 施設	午前	午後	夜間
番町小学校	体育館、講堂、教室、校庭	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
麴町小学校	体育館、ランチルーム、教室、校庭			
九段小学校	体育館A面・B面、ランチルーム、教室、校庭			
富士見小学校	体育館A面・B面、多目的ホール、会議室、ランチルーム、音楽室、図工室、家庭科室、校庭			
お茶の水小学校	体育館A面・B面、多目的ホール、会議室、和室、ランチルーム、多目的室、教室、校庭			
千代田小学校	体育館、多目的ホール、会議室、和室、教室、校庭			
	駐車場	午前8時45分から午後10時15分まで		
昌平小学校	体育館、多目的ホール、会議室、教室、校庭	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで

和泉小学校	体育館、教室、校庭		
麴町中学校	体育館A面・B面、武道場、 会議室、和室、ランチルー ム、教室、音楽室、美術室、 技術室、家庭科室、合同教 室、校庭		
神田一橋中学校	体育館、武道場、多目的ホ ール、会議室、和室、教室、 音楽室、美術室、技術室、 家庭科室、校庭		

備考 1 使用区分は、連続して使用することができる。

2 麴町小学校、富士見小学校、千代田小学校及び昌平小学校において、校庭の夜間の使用時間は、午後9時までとする。

## 2 プール

学校名	使用時間
麴町小学校	午前10時から午後9時まで
富士見小学校	
お茶の水小学校	
千代田小学校	
昌平小学校	
和泉小学校	

### 別表第2（第6条関係）

#### 1 プールを除く施設

（使用区分を連続して使用する場合の使用料は、各区分の額の合計額とする。）

##### ア 番町小学校

施設	使用区分	午前	午後	夜間
	体育館、講堂		2,300円	4,000円
教室		200円	300円	600円

校庭	900円	1,300円	3,000円
----	------	--------	--------

イ 麴町小学校

施設	使用区分	午前	午後	夜間
体育館		3,400円	4,800円	6,900円
ランチルーム		3,400円 (1,700円)	4,800円 (2,400円)	6,900円 (3,400円)
教室		600円	900円	1,100円
校庭		900円	1,300円	3,000円

注 ( ) 内はランチルームを二分して使用する場合の使用料

ウ 九段小学校

施設	使用区分	午前	午後	夜間
体育館A面		2,500円	3,500円	5,000円
体育館B面		2,500円	3,500円	5,000円
ランチルーム		900円	1,200円	1,700円
教室		600円	900円	1,100円
校庭		900円	1,300円	3,000円

エ 富士見小学校

施設	使用区分	午前	午後	夜間
体育館A面		2,500円	3,500円	5,000円
体育館B面		2,500円	3,500円	5,000円 (3,100円)
多目的ホール		600円	900円	1,100円
会議室		600円	900円	1,100円
ランチルーム		1,800円	2,400円	3,400円
音楽室		600円	900円	1,100円
図工室		600円	900円	1,100円

家庭科室	600円	900円	1,100円
校庭	900円	1,300円	3,000円

注 体育館B面については、月曜日から土曜日までの夜間の使用時間を午後7時30分から午後10時までとし、使用料は（ ）内のおりとする。

オ お茶の水小学校

施設	使用区分	午前	午後	夜間
体育館A面		2,700円	3,800円	5,100円
体育館B面		2,700円	3,800円	5,100円
多目的ホール		1,200円	1,800円	2,200円
会議室		400円	600円	700円
和室		400円	600円	700円
ランチルーム		900円	1,200円	1,700円
多目的室		400円	600円	700円
教室		600円	900円	1,100円
校庭		1,000円	1,500円	3,600円

カ 千代田小学校

施設	使用区分	午前	午後	夜間
体育館		3,400円	4,800円	6,900円
多目的ホール		1,700円	2,300円	2,900円
会議室		400円	600円	700円
和室		400円	600円	700円
教室		600円	900円	1,100円
校庭		900円	1,300円	3,000円
駐車場		30分につき200円		

キ 昌平小学校

施設	使用区分	午前	午後	夜間
----	------	----	----	----



施設			
体育館	3,400円	4,800円	6,900円
多目的ホール	2,500円	3,400円	4,300円
会議室	600円	900円	1,100円
教室	600円	900円	1,100円
校庭	1,500円	2,100円	4,800円

ク 和泉小学校

施設	使用区分	午前	午後	夜間
体育館		2,300円	4,000円	5,800円
教室		350円	700円	900円
校庭		900円	1,300円	3,000円

ケ 麴町中学校

施設	使用区分	午前	午後	夜間
体育館A面		2,500円	3,500円	5,000円 (3,800円)
体育館B面		2,500円	3,500円	5,000円 (3,800円)
武道場		2,300円	4,000円	5,800円 (4,400円)
会議室		600円	900円	1,100円 (900円)
和室		400円	600円	700円 (600円)
ランチルーム		1,800円	2,400円	3,400円 (2,600円)
教室		600円	900円	1,100円

			(900円)
音楽室	600円	900円	1,100円 (900円)
美術室	600円	900円	1,100円 (900円)
技術室	600円	900円	1,100円 (900円)
家庭科室	600円	900円	1,100円 (900円)
合同教室	2,300円	4,000円	5,800円 (4,400円)
校庭	900円	1,300円	3,000円 (2,300円)

注 夜間の使用時間が午後7時から午後10時までの場合は、使用料は（ ）のとおりとする。

コ 神田一橋中学校

施設	使用区分		
	午前	午後	夜間
体育館	3,400円	4,800円	6,900円 (5,200円)
武道場	2,300円	4,000円	5,800円 (4,400円)
多目的ホール	1,700円	2,300円	2,900円 (2,200円)
会議室	600円	900円	1,100円 (900円)
和室	800円	1,200円	1,400円 (1,100円)
和室（1間のみ利用の場合）	400円	600円	700円 (600円)

教室	600円	900円	1,100円 (900円)
音楽室	600円	900円	1,100円 (900円)
美術室	600円	900円	1,100円 (900円)
技術室	600円	900円	1,100円 (900円)
家庭科室	600円	900円	1,100円 (900円)
校庭	900円	1,300円	3,000円 (2,300円)

注 夜間の使用時間が午後7時から午後10時までの場合は、使用料は（ ）のとおりとする。

## 2 プール

麴町小学校、富士見小学校、お茶の水小学校、千代田小学校、昌平小学校及び和泉小学校

対象者		使用料（回数券は1冊11枚つづり）	
		区民	区民以外
個人	大人 (高校生以上)	回数券 400円 4,000円	回数券 600円 6,000円
	小人 (中学生以下)	回数券 200円 2,000円	回数券 300円 3,000円
団体（貸切）	麴町小学校、お茶の水小学校、千代田小学校及び昌平小学校	24,000円	
	富士見小学校、和泉小学校	21,000円	

備考 1 プール使用の単位時間は2時間とする。

2 2時間を超えてプールを使用したときは、超過1時間（1時間に満たないときは1時

間とみなす。)につき、一般使用料の5割相当額を徴収するものとする。

3 「区民」とは、千代田区内に住所を有する者をいう。

第1号様式（第2条関係）

<p>学校施設使用申込書</p> <p style="text-align: right;">受付番号第 年 月 日 号</p> <p>千代田区教育委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">申込者 住所 氏名 電話</p> <p>下記のとおり使用したいので申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>
---

団体番号		団体名	
使 用 日 時			使 用 施 設 名
			学 校 名    ※施設番号
1	年 月 日 ( 曜日 )	時～ 時	
2	年 月 日 ( 曜日 )	時～ 時	
3	年 月 日 ( 曜日 )	時～ 時	
4	年 月 日 ( 曜日 )	時～ 時	
5	年 月 日 ( 曜日 )	時～ 時	
使用目的			
使用予定人数	人		
使用代表者住所			
使用代表者氏名	電話 (    )		
備 考			

※施設番号

- ( 1. 体育館・講堂    2. 教室 (使用する教室名を具体的に記入して下さい。)    3. 校庭)

使用料の減額・ 免除申請書	(申請理由)
	上記の理由により使用料の減額・免除を申請します。 <div style="text-align: right;">申請者 _____</div>
	千代田区立学校施設使用条例施行規則第7条第1号・第2号該当

	使 用 料	減 免 額	差 引 使 用 料	学 校 長 承 認 印	受 付
施 設 使 用 料					



ご 注 意

- 1 この承認書は、使用の前に提示してください。
- 2 施設を使用しなくなり、又は使用できなくなったときは、原則として既に納めた使用料をお返しします。
- 3 使用承認を受けた権利を、他の者に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 4 使用する場所などに特別の設備をし、又は変更しようとする場合は、あらかじめ教育委員会の承認が必要です。
- 5 使用の目的若しくは条件に反する場合又は千代田区立学校施設使用条例若しくは教育委員会の指示に違反したときは、使用の承認を取り消し、又は使用の制限をすることがあります。
- 6 災害その他の事故又は教育委員会が必要と認めたときは使用の取消しをすることがあります。
- 7 使用後は、元どおりに片付けてください。
- 8 学校施設に損害を与えたときは、相当額の損害賠償をしていただきますから十分注意をして使ってください。
- 9 貸出時間には、準備・片付けの時間が含まれています。終了時間は必ず守ってください。
- 10 使用の前後には、係員にその旨を必ず連絡してください。
- 11 学校施設の使用については、係員の指示に必ず従ってください。
- 12 千代田小学校以外の施設は駐車場がありませんので、自家用車等のご利用はご遠慮ください。
- 13 ごみは所定の場所へ捨ててください。

第3号様式（第3条関係）

プ ー ル 入 場 券
千代田区立 小学校プール

第3号の2様式（第3条関係）  
（表紙）

千代田区立 小学校
プ ー ル 回 数 券
○ ○ ○ ○ 用
千代田区 <input type="text"/>

（券面）

No. (1~11)
から
2時間限り有効
千代田区立 小学校
プ ー ル 利 用 券
○ ○ ○ ○ 用



第3号の3様式（第3条関係）

<p>No. _____</p> <p style="text-align: center;">駐 車 整 理 券</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="width: 30%;">車 両 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>駐 車 位 置 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>出 場 時 刻</td><td></td></tr> <tr><td>入 場 時 刻</td><td></td></tr> <tr><td>駐 車 時 間</td><td style="text-align: right;">時間 分</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">駐 車 料 金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>減 免 額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>差 引 駐 車 料 金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table> <p>&lt;減免確認印&gt;</p> <p>要綱 2-①、2-②、2-③該当</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">小 学 校</td> <td style="width: 15%;">幼 稚 園</td> <td style="width: 15%;">教 育 研 究 所</td> <td style="width: 15%;">ま か ど</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	車 両 番 号		駐 車 位 置 番 号		出 場 時 刻		入 場 時 刻		駐 車 時 間	時間 分	駐 車 料 金	円	減 免 額	円	差 引 駐 車 料 金	円	小 学 校	幼 稚 園	教 育 研 究 所	ま か ど					<p>No. _____</p> <p style="text-align: center;">駐 車 整 理 券 (控)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="width: 30%;">車 両 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>駐 車 位 置 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>出 場 時 刻</td><td></td></tr> <tr><td>入 場 時 刻</td><td></td></tr> <tr><td>駐 車 時 間</td><td style="text-align: right;">時間 分</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">駐 車 料 金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>減 免 額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>差 引 駐 車 料 金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table>	車 両 番 号		駐 車 位 置 番 号		出 場 時 刻		入 場 時 刻		駐 車 時 間	時間 分	駐 車 料 金	円	減 免 額	円	差 引 駐 車 料 金	円
車 両 番 号																																									
駐 車 位 置 番 号																																									
出 場 時 刻																																									
入 場 時 刻																																									
駐 車 時 間	時間 分																																								
駐 車 料 金	円																																								
減 免 額	円																																								
差 引 駐 車 料 金	円																																								
小 学 校	幼 稚 園	教 育 研 究 所	ま か ど																																						
車 両 番 号																																									
駐 車 位 置 番 号																																									
出 場 時 刻																																									
入 場 時 刻																																									
駐 車 時 間	時間 分																																								
駐 車 料 金	円																																								
減 免 額	円																																								
差 引 駐 車 料 金	円																																								

第4号様式（第6条関係）

プール区民利用券		
氏名	_____	
年齢	_____	
住所	_____	
有効期限	年	月 日
発行日	年	月 日
千代田区教育委員会		

第4号様式（裏）

- 1 プールを利用するときは、この利用券を受付に提示してください。
- 2 この利用券を他人に貸与又は譲渡することはできません。
- 3 千代田区外に転出された場合は、利用券をお返してください。



第6号様式（第9条関係）

学校施設使用承認取消・変更通知書			
承認 第 号		年 月 日	
殿		千代田区教育委員会 印	
千代田区立学校施設使用条例施行規則第9条第2項の規定により下記のとおり使用承認の取消し・内容変更をしたので通知します。			
使用承認	承認番号	第 号	
	年 月 日	年 月 日	
学 校 名			
使用施設名	1 体育館・講堂	2 教室（図・音・家）	5 校庭
	3 多目的ホール	4 会議室等（会・和）	
	6 プール	7 その他（ ）	
使用日時	年 月 日（曜日）午前 時から午前 時まで 午後 時から午後 時まで		
取消理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人申請（ 年 月 日）</li> <li>・ 千代田区立学校施設使用条例第10条第 号に該当（具体的に）</li> </ul>		
変更後の学校名			
変更後の使用施設名	1 体育館・講堂	2 教室（図・音・家）	5 校庭
	3 多目的ホール	4 会議室等（会・和）	
	6 プール	7 その他（ ）	
変更後の使用日時	年 月 日（曜日）午前 時から午前 時まで 午後 時から午後 時まで		
既納額	円	還付額	円
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千代田区教育委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表するものは千代田区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>			

第7号様式（第10条関係）

<p style="margin: 0;">学 校 施 設 使 用 料 還 付 請 求 書</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">受 付 第 号</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">千代田区教育委員会殿</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">住 所</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">請 求 者</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">氏 名 _____ 印</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">(団体の名称及び代表者名)</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">電 話</p> <p style="margin: 0;">千代田区立学校施設使用条例施行規則第10条第1項の規定により既納の使用料の還付を受けたいので、下記のとおり請求します。</p>				
使 用 承 認	承 認 番 号	第 号		
	年 月 日	年 月 日		
還付を受けよう とする理由				
既 納 の 使 用 料	納 入 年 月 日	年 月 日		
	金 額	円		
還 付 請 求 額	円			
備 考				
口 座 情 報			銀 行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所
	預金種目	1 普通	口座番号	
		2 当座		
		3 貯蓄 (○で囲む)	連絡先	
フリガナ				
名 義				

※口座名義は請求者名又は団体名と同一のものに限ります。

新旧対照表（抄）

○千代田区立学校施設使用条例施行規則

新（改正後）					旧（現行）				
<p>附 則(令和6年 月 日教委規則第 号)</p> <p>1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行日以後の学校施設の使用について必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。</p>									
<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1 プールを除く施設</p>					<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1 プールを除く施設</p>				
学校名	使用区分 施設	午前	午後	夜間	学校名	使用区分 施設	午前	午後	夜間
番町小学校	体育館、講堂、教室、校庭	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	番町小学校及びお茶の水小学校	体育館、講堂、教室、校庭	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
麴町小学校	体育館、ランチルーム、教室、校庭				麴町小学校	体育館、ランチルーム、教室、校庭			
九段小学校	体育館A面・B面、ランチルーム、教室、校庭				九段小学校	体育館A面・B面、ランチルーム、教室、校庭			
富士見小学校	体育館A面・B面、多目的ホール、会議室、ランチルーム、音楽室、図工室、家庭科室、校庭				富士見小学校	体育館A面・B面、多目的ホール、会議室、ランチルーム、音楽室、図工室、家庭科室、 <u>視聴覚室</u> 、校庭			
お茶の水小学校	体育館A面・B面、多目的ホール、会議室、和室、ランチルーム、多目的室、教室、校庭								
千代田小学校	体育館、多目的ホール、会議室、和室、教室、校庭				千代田小学校	体育館、多目的ホール、会議室、和室、教室、校庭			

	駐車場	午前8時45分から午後10時15分まで		
昌平小学校	体育館、多目的ホール、会議室、教室、校庭	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
和泉小学校	体育館、教室、校庭			
麴町中学校	体育館A面・B面、武道場、会議室、和室、ランチルーム、教室、音楽室、美術室、技術室、家庭科室、合同教室、校庭			
神田一橋中学校	体育館、武道場、多目的ホール、会議室、和室、教室、音楽室、美術室、技術室、家庭科室、校庭			

	駐車場	午前8時45分から午後10時15分まで		
昌平小学校	体育館、多目的ホール、会議室、 <u>和室</u> 、教室、校庭	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
和泉小学校	体育館、教室、校庭			
麴町中学校	体育館A面・B面、武道場、会議室、和室、ランチルーム、教室、音楽室、美術室、技術室、家庭科室、合同教室、校庭			
神田一橋中学校	体育館、武道場、多目的ホール、会議室、和室、教室、音楽室、美術室、技術室、家庭科室、校庭			

- 備考 1 使用区分は、連続して使用することができる。
- 2 麴町小学校、富士見小学校、千代田小学校及び昌平小学校において、校庭の夜間の使用時間は、午後9時までとする。

- 備考 1 使用区分は、連続して使用することができる。
- 2 麴町小学校、富士見小学校、千代田小学校及び昌平小学校において、校庭の夜間の使用時間は、午後9時までとする。

## 2 プール

学校名	使用時間
麴町小学校	午前10時から午後9時まで
富士見小学校	
お茶の水小学校	
千代田小学校	
昌平小学校	
和泉小学校	

## 2 プール

学校名	使用時間
麴町小学校	午前10時から午後9時まで
富士見小学校	
千代田小学校	
昌平小学校	
和泉小学校	

### 別表第2（第6条関係）

#### 1 プールを除く施設

（使用区分を連続して使用する場合の使用料は、各区分の額の合計額とする。）

##### ア 番町小学校

使用区分	午前	午後	夜間
------	----	----	----

### 別表第2（第6条関係）

#### 1 プールを除く施設

（使用区分を連続して使用する場合の使用料は、各区分の額の合計額とする。）

##### ア 番町小学校及びお茶の水小学校

使用区分	午前	午後	夜間
------	----	----	----

施設			
体育館、講堂	2,300 円	4,000 円	5,800 円
教室	200円	300円	600円
校庭	900円	1,300 円	3,000 円

イ 麴町小学校

	使用区分	午前	午後	夜間
施設				
体育館		3,400 円	4,800 円	6,900 円
ランチルーム		3,400 円 (1,700円)	4,800 円 (2,400円)	6,900 円 (3,400円)
教室		600円	900円	1,100 円
校庭		900円	1,300 円	3,000 円

注 ( ) 内はランチルームを二分して使用する  
場合の使用料

ウ 九段小学校

	使用区分	午前	午後	夜間
施設				
体育館A面		2,500 円	3,500 円	5,000 円
体育館B面		2,500 円	3,500 円	5,000 円
ランチルーム		900円	1,200 円	1,700 円
教室		600円	900円	1,100 円
校庭		900円	1,300 円	3,000 円

エ 富士見小学校

	使用区分	午前	午後	夜間
施設				
体育館A面		2,500 円	3,500 円	5,000 円
体育館B面		2,500 円	3,500 円	5,000 円 (3,100円)
多目的ホール		600円	900円	1,100 円
会議室		600円	900円	1,100 円
ランチルーム		1,800 円	2,400 円	3,400 円
音楽室		600円	900円	1,100 円

施設			
体育館、講堂	2,300 円	4,000 円	5,800 円
教室	200円	300円	600円
校庭	900円	1,300 円	3,000 円

イ 麴町小学校

	使用区分	午前	午後	夜間
施設				
体育館		3,400 円	4,800 円	6,900 円
ランチルーム		3,400 円 (1,700円)	4,800 円 (2,400円)	6,900 円 (3,400円)
教室		600円	900円	1,100 円
校庭		900円	1,300 円	3,000 円

注 ( ) 内はランチルームを二分して使用する  
場合の使用料

ウ 九段小学校

	使用区分	午前	午後	夜間
施設				
体育館A面		2,500 円	3,500 円	5,000 円
体育館B面		2,500 円	3,500 円	5,000 円
ランチルーム		900円	1,200 円	1,700 円
教室		600円	900円	1,100 円
校庭		900円	1,300 円	3,000 円

エ 富士見小学校

	使用区分	午前	午後	夜間
施設				
体育館A面		2,500 円	3,500 円	5,000 円
体育館B面		2,500 円	3,500 円	5,000 円 (3,100円)
多目的ホール		600円	900円	1,100 円
会議室		600円	900円	1,100 円
ランチルーム		1,800 円	2,400 円	3,400 円
音楽室		600円	900円	1,100 円



			円
図工室	600円	900円	1,100円
家庭科室	600円	900円	1,100円
校庭	900円	1,300円	3,000円

注 体育館B面については、月曜日から土曜日までの夜間の使用時間を午後7時30分から午後10時までとし、使用料は（ ）内のおりとする。

オ お茶の水小学校

施設	使用区分	午前	午後	夜間
体育館A面		2,700円	3,800円	5,100円
体育館B面		2,700円	3,800円	5,100円
多目的ホール		1,200円	1,800円	2,200円
会議室		400円	600円	700円
和室		400円	600円	700円
ランチルーム		900円	1,200円	1,700円
多目的室		400円	600円	700円
教室		600円	900円	1,100円
校庭		1,000円	1,500円	3,600円

カ 千代田小学校

施設	使用区分	午前	午後	夜間
体育館		3,400円	4,800円	6,900円
多目的ホール		1,700円	2,300円	2,900円
会議室		400円	600円	700円
和室		400円	600円	700円
教室		600円	900円	1,100円
校庭		900円	1,300円	3,000円
駐車場		30分につき200円		

キ 昌平小学校

施設	使用区分	午前	午後	夜間
体育館		3,400円	4,800円	6,900円

			円
図工室	600円	900円	1,100円
家庭科室	600円	900円	1,100円
視聴覚室	600円	900円	1,100円
校庭	900円	1,300円	3,000円

注 体育館B面については、月曜日から土曜日までの夜間の使用時間を午後7時30分から午後10時までとし、使用料は（ ）内のおりとする。


オ 千代田小学校

施設	使用区分	午前	午後	夜間
体育館		3,400円	4,800円	6,900円
多目的ホール		1,700円	2,300円	2,900円
会議室		400円	600円	700円
和室		400円	600円	700円
教室		600円	900円	1,100円
校庭		900円	1,300円	3,000円
駐車場		30分につき200円		

カ 昌平小学校

施設	使用区分	午前	午後	夜間
体育館		3,400円	4,800円	6,900円

多目的ホール	2,500 円	3,400 円	4,300 円
会議室	600円	900円	1,100 円
教室	600円	900円	1,100 円
校庭	1,500 円	2,100 円	4,800 円

ク 和泉小学校

使用区分	午前	午後	夜間
施設			
体育館	2,300 円	4,000 円	5,800 円
教室	350円	700円	900円
校庭	900円	1,300 円	3,000 円

ケ 麴町中学校

使用区分	午前	午後	夜間
施設			
体育館 A 面	2,500 円	3,500 円	5,000 円 (3,800円)
体育館 B 面	2,500 円	3,500 円	5,000 円 (3,800円)
武道場	2,300 円	4,000 円	5,800 円 (4,400円)
会議室	600円	900円	1,100 円 (900円)
和室	400円	600円	700円 (600円)
ランチルーム	1,800 円	2,400 円	3,400 円 (2,600円)
教室	600円	900円	1,100 円 (900円)
音楽室	600円	900円	1,100 円 (900円)

多目的ホール	2,500 円	3,400 円	4,300 円
会議室	600円	900円	1,100 円
和室	400円	600円	700円
教室	600円	900円	1,100 円
校庭	1,500 円	2,100 円	4,800 円

キ 和泉小学校

使用区分	午前	午後	夜間
施設			
体育館	2,300 円	4,000 円	5,800 円
教室	350円	700円	900円
校庭	900円	1,300 円	3,000 円

ク 麴町中学校

使用区分	午前	午後	夜間
施設			
体育館 A 面	2,500 円	3,500 円	5,000 円 (3,800円)
体育館 B 面	2,500 円	3,500 円	5,000 円 (3,800円)
武道場	2,300 円	4,000 円	5,800 円 (4,400円)
会議室	600円	900円	1,100 円 (900円)
和室	400円	600円	700円 (600円)
ランチルーム	1,800 円	2,400 円	3,400 円 (2,600円)
教室	600円	900円	1,100 円 (900円)
音楽室	600円	900円	1,100 円 (900円)

			円)
美術室	600円	900円	1,100円 (900円)
技術室	600円	900円	1,100円 (900円)
家庭科室	600円	900円	1,100円 (900円)
合同教室	2,300円	4,000円	5,800円 (4,400円)
校庭	900円	1,300円	3,000円 (2,300円)

注 夜間の使用時間が午後7時から午後10時までの場合は、使用料は( )のとおりとする。

コ 神田一橋中学校

使用区分	午前	午後	夜間
施設			
体育館	3,400円	4,800円	6,900円 (5,200円)
武道場	2,300円	4,000円	5,800円 (4,400円)
多目的ホール	1,700円	2,300円	2,900円 (2,200円)
会議室	600円	900円	1,100円 (900円)
和室	800円	1,200円	1,400円 (1,100円)
和室(1間のみ利用の場合)	400円	600円	700円 (600円)
教室	600円	900円	1,100円

			円)
美術室	600円	900円	1,100円 (900円)
技術室	600円	900円	1,100円 (900円)
家庭科室	600円	900円	1,100円 (900円)
合同教室	2,300円	4,000円	5,800円 (4,400円)
校庭	900円	1,300円	3,000円 (2,300円)

注 夜間の使用時間が午後7時から午後10時までの場合は、使用料は( )のとおりとする。

ケ 神田一橋中学校

使用区分	午前	午後	夜間
施設			
体育館	3,400円	4,800円	6,900円 (5,200円)
武道場	2,300円	4,000円	5,800円 (4,400円)
多目的ホール	1,700円	2,300円	2,900円 (2,200円)
会議室	600円	900円	1,100円 (900円)
和室	800円	1,200円	1,400円 (1,100円)
和室(1間のみ利用の場合)	400円	600円	700円 (600円)
教室	600円	900円	1,100円

			円 (900 円)
音楽室	600円	900円	1,100 円 (900 円)
美術室	600円	900円	1,100 円 (900 円)
技術室	600円	900円	1,100 円 (900 円)
家庭科室	600円	900円	1,100 円 (900 円)
校庭	900円	1,300 円	3,000 円 (2,30 0円)

注 夜間の使用時間が午後7時から午後10時までの場合は、使用料は( )のとおりとする。

## 2 プール

麴町小学校、富士見小学校、お茶の水小学校、千代田小学校、昌平小学校及び和泉小学校

対象者		使用料(回数券は1冊11枚つづり)	
		区民	区民以外
個人	大人 (高校生以上)	400円 回数券 4,000 円	600円 回数券 6,000 円
	小人 (中学生以下)	200円 回数券 2,000 円	300円 回数券 3,000 円
団体 (貸切)	<u>麴町小学校、お茶の水小学校</u> 、千代田小学校及び昌平小学校	24,000円	
	富士見小学校、和泉小学校	21,000円	

			円 (900 円)
音楽室	600円	900円	1,100 円 (900 円)
美術室	600円	900円	1,100 円 (900 円)
技術室	600円	900円	1,100 円 (900 円)
家庭科室	600円	900円	1,100 円 (900 円)
校庭	900円	1,300 円	3,000 円 (2,30 0円)

注 夜間の使用時間が午後7時から午後10時までの場合は、使用料は( )のとおりとする。

## 2 プール

麴町小学校、富士見小学校、千代田小学校、昌平小学校及び和泉小学校

対象者		使用料(回数券は1冊11枚つづり)	
		区民	区民以外
個人	大人 (高校生以上)	400円 回数券 4,000 円	600円 回数券 6,000 円
	小人 (中学生以下)	200円 回数券 2,000 円	300円 回数券 3,000 円
団体 (貸切)	麴町小学校、千代田小学校及び昌平小学校	24,000円	
	富士見小学校、和泉小学校	21,000円	

<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 プール使用の単位時間は2時間とする。</li><li>2 2時間を超えてプールを使用したときは、超過1時間（1時間に満たないときは1時間とみなす。）につき、一般使用料の5割相当額を徴収するものとする。</li><li>3 「区民」とは、千代田区内に住所を有する者をいう。</li></ol>	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 プール使用の単位時間は2時間とする。</li><li>2 2時間を超えてプールを使用したときは、超過1時間（1時間に満たないときは1時間とみなす。）につき、一般使用料の5割相当額を徴収するものとする。</li><li>3 「区民」とは、千代田区内に住所を有する者をいう。</li></ol>
---	---